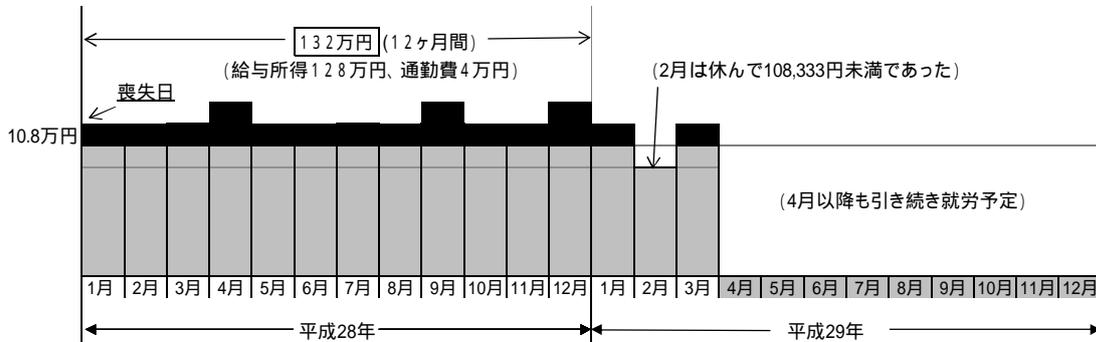


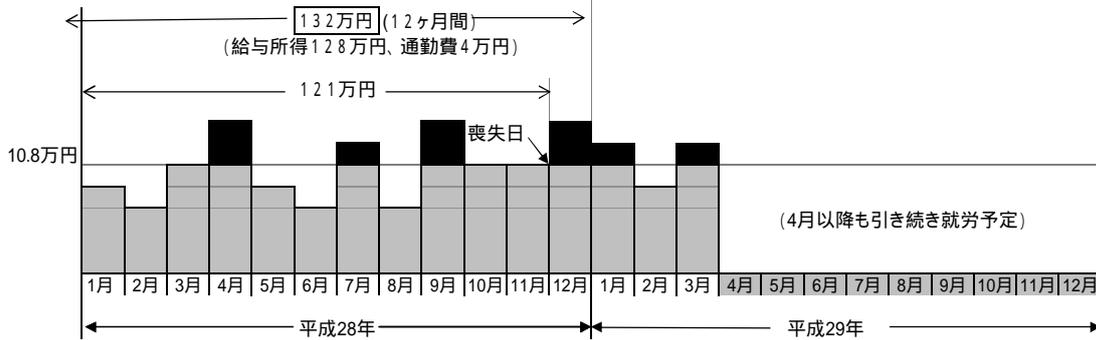
60歳未満で障害厚生年金の受給要件に該当しない場合(年間収入の限度額が130万円〔日額108,333円〕未満とします。
60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する場合(年間収入の限度額が180万円〔日額149,999円〕未満とします。

- 事例 1** 平成28年の月額が恒常的に限度額の1/12(108,333円)を超過してしまう場合
- 状況 就労開始日から108,333円を超える雇用条件となっている場合
 - 資格喪失日 平成28年1月1日 (就労開始日)
 - ポイント 雇用契約書で、月額限度額を超える条件であれば就労開始日から資格喪失



- 事例 2** 平成28年の平均月額が限度額の1/12(108,333円)を超過した場合

- 状況 108,333円を超える月と超えない月がある場合
- 資格喪失日 平成28年12月1日 (累計が130万円を超過した月の1日)
- ポイント 雇用条件では、限度額を超えないが、残業手当などが支給されて累計額を超えたので資格喪失



- 事例 3** 就職後1年間の月額が恒常的に限度額の1/12(108,333円)を超過した場合

- 状況 4月からの就労なので、平成28年所得証明書では130万円未満だが、12ヶ月だと超えてしまう場合
- 資格喪失日 平成28年4月1日 (就労開始日)
- ポイント 平成28年4月1日の就労開始から恒常的に月額限度額を超過しているので就労開始日より資格喪失

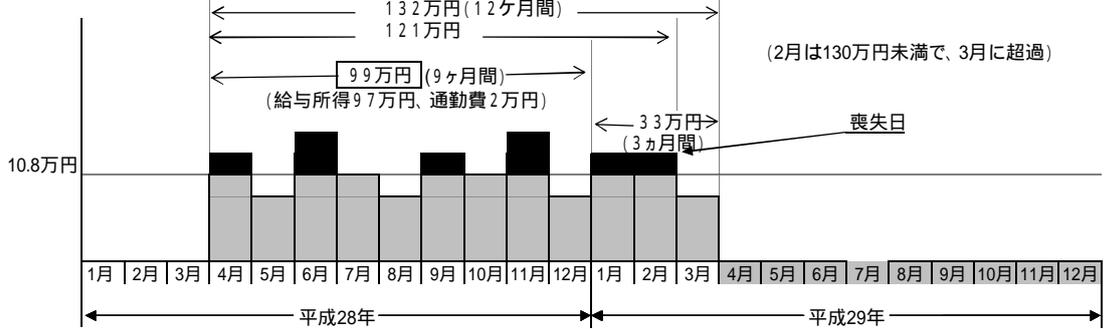


事例4 就職後1年間の平均月額が限度額の1/12(108,333円)を超過した場合

状況 4月からの就労で、月額限度額を超える月と超えない月がある場合

資格喪失日 平成29年3月1日(累計が130万円を超過した月の1日とする)

ポイント 雇用条件では、限度額を超えないが、残業手当などが支給されて累計額が超えたので資格喪失



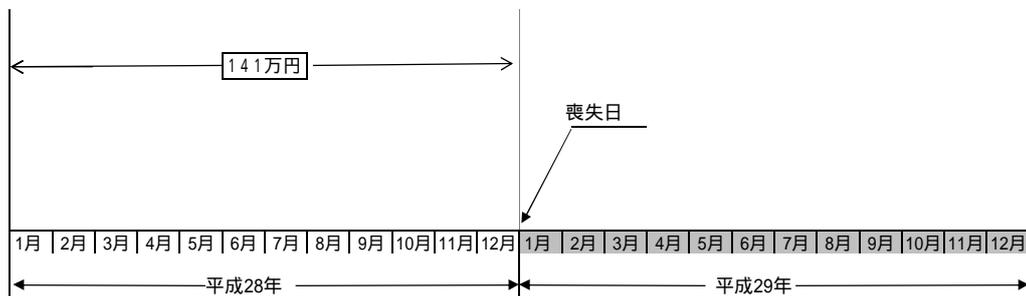
喪失日

事例5 平成28年分の事業収入が限度額を超過した場合

状況 平成28年確定申告をして年間収入が

資格喪失日 平成29年1月1日(収入が超えた翌年の1月1日とする)

ポイント 「確定申告書・収支内訳書」で当健保の必要経費等を控除しても限度額を超過するかを確認

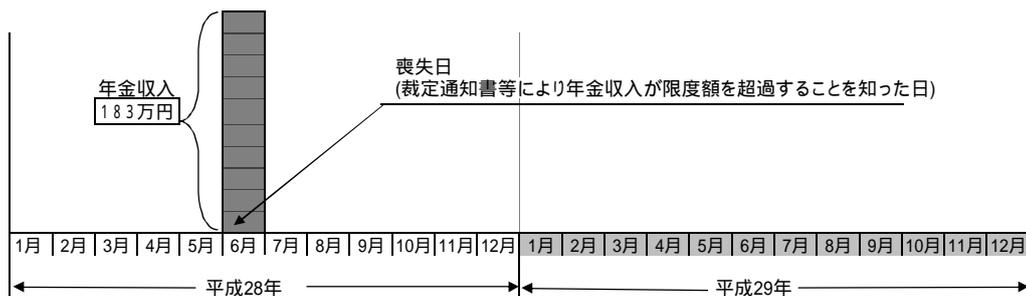


事例6 60歳以上の被扶養者に、平成28年中に限度額を超過する年金収入(180万円以上)があった場合

状況 年金の受給開始が決まって受給する年金額が、限度額を超えた場合

資格喪失日 平成28年6月1日(年金収入が限度額を超過することを知った日)

ポイント 「年金額改訂通知書」、「年金裁定通知書」等により限度額を超えるかを確認



事例 7 給与収入がある60歳以上の被扶養者に、平成28年に年金収入があった場合

状況 給与収入と年金収入を合算すると限度額を超過する

資格喪失日 平成27年11月1日（累計が180万円を超過した月の1日）

ポイント 要「給与等支払実績及び支払見込証明願」、「年金額改訂通知書」または「年金裁定通知書」

